

「交通空白」解消に向けた取組

令和8年7月13日

国土交通省 北陸信越運輸局

交通企画課 大村進太郎

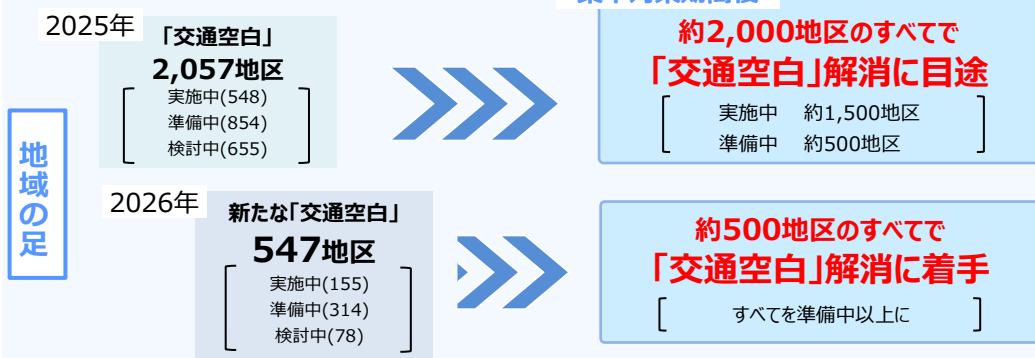
「交通空白」解消に向けた国の取組方針(2026ver.)

「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針

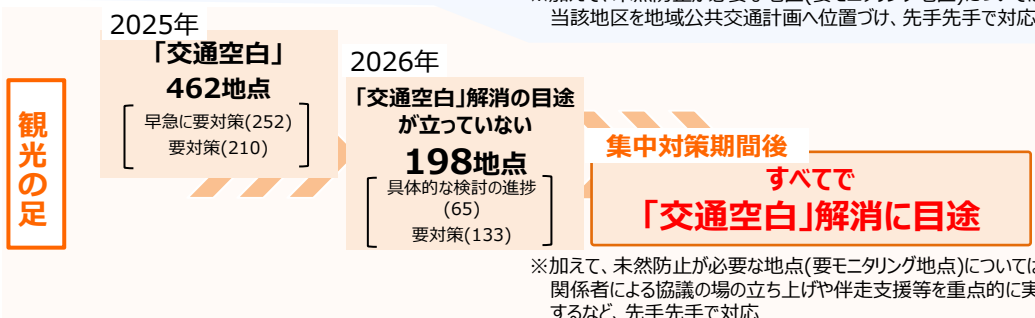
- すでに把握している「交通空白」解消に目途をつけることに加えて、**今回の調査で新たに把握した「交通空白」についても、集中対策期間（令和7～9年度）での解消に着手**すべく、取組を深化。「交通空白」を将来にわたり安定的に解消していく段階を目指し、新たに創設する認定制度も活用し、全国的な取組を加速化。
- 「交通空白」の把握から、実装・担い手確保・DXによる高度化までを一体的に支援。その際、地域公共交通は生活交通としての役割と観光振興に資する役割の双方を有するとの認識のもと、「地域の足」と「観光の足」を「車の両輪」として一体的に推進するほか、**自動運転等の新たな技術を活用**。

(1) 目の前の「交通空白」への対応

集中対策期間後



※加えて、未然防止が必要な地区(要モニタリング地区)については、当該地区を地域公共交通計画へ位置づけ、先手先手に対応

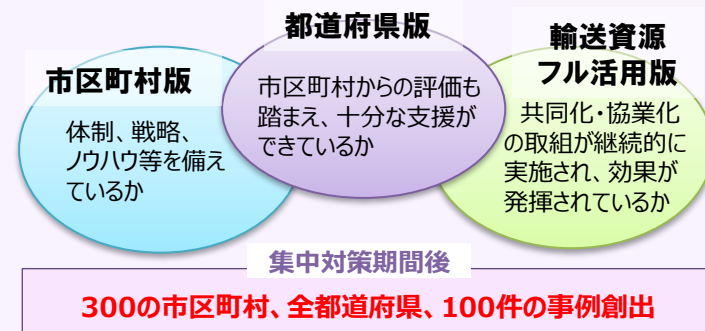


(2) 「交通空白」を発生させない持続可能な体制づくり

持続可能な体制づくり認定

- ① 持続可能な体制整備を図る市区町村
- ② 市区町村の牽引・伴走支援を行う都道府県
- ③ 共同化・協業化による効果的な取組

を国土交通省「交通空白」解消本部において評価し、認定（2026年度中に創設）



「交通空白」の把握から、実装・担い手確保・DXによる高度化までを一体支援（5本の矢）

地域輸送資源のフル活用等への制度的支援

計画策定から実証・実装に至るまでの切れ目のない十分な財政支援

官民連携、地域連携を促進する基盤整備

自動運転社会実現本部との連携/地域交通DX (COMmmmons) 等による先進技術導入の環境整備

観光を起点とした地域交通の持続可能性の強化

「交通空白」解消に向けた各種取組 (令和7年5月30日以降)

地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との**橋渡し・調整**、都道府県と連携した制度等の説明会の開催等を実施

首長等訪問数

事務打ち合わせ数

406市区町村※ 629市区町村※



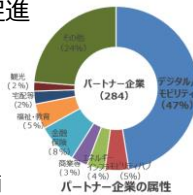
※第4回「交通空白」解消本部 (令和7年5月30日) 以降

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム

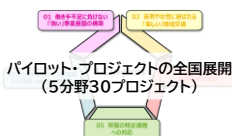
交流・マッチング、パイロット・プロジェクトの展開等を通じ、自治体、交通事業者と様々な分野の企業・団体とのネットワーク構築や新技術・サービスの活用を促進

プラットフォームの特徴

- ・会員数：1,836団体 (R8.5.31時点)
- ・全都道府県が参加。市区町村も過半数が参画
- ・パートナー企業はデジタル・モビリティ、エネルギー・インフラ、金融など多様



先進事例の創出



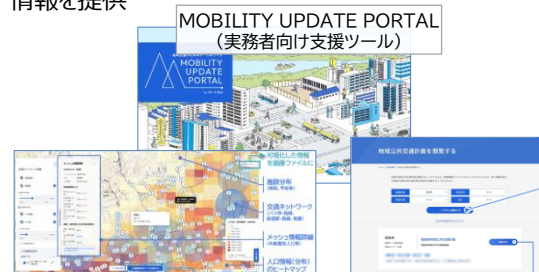
マッチングの推進

専用サイト構築のほか、全国でマッチングイベントを開催



制度・事例等に係る情報・知見の提供

実務者向け支援ツール「**MOBILITY UPDATE PORTAL**」の公開、機能強化をはじめ、公共交通担当者に役立つ情報を提供



人口や交通データの情報重ね合わせ可能な「現状可視化ツール」、全国の地域公共交通計画が閲覧可能な検索機能など、初心者から上級者まで活用可能

地域交通DX

システム標準化等により地域交通の連携・協働の障害となるサービスやデータなどの「個別最適化」を打破し、利用者利便向上や事業生産性改善等を促す「**地域交通DX**」を推進

地域交通DX推進プロジェクト「COMmmONS」



実証・実装等に向けた十分な財政支援

「交通空白」地区におけるデマンド交通の実証・実装、担い手確保、計画策定やアップデート等を**幅広く財政支援**し、自治体や交通事業者による「交通空白」解消を後押し

地域公共交通確保維持改善事業

令和8年度当初予算+令和7年度補正予算で**約600億円**を確保

〔財政支援の例〕 R8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた取組の立ち上げ支援や複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供、事業者・事業種の連携・協働によりデジタル技術を活用した高度サービスの実装、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備等への支援

支援実績 (R8.4月時点)

「交通空白」解消タイプ：217件 地域交通DX推進タイプ：28件
共同化・協業化促進タイプ：34件 モビリティ人材・組織育成タイプ：89件

新たな制度的枠組みの構築 地域交通法の改正 等

「**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律**」(令和8年法律第35号)により、市町村等が先導する事業者・産業・自治体の壁を超えた連携・協働(モビリティ・パートナーシップ・プログラム)による輸送資源のフル活用、共同化・協業化、市町村等の地域交通関係事務を補完・代替する主体の構築、モビリティデータの活用等を促進

〔法律の主な内容〕

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

「交通空白」等になっている地域で、運転者や車両等の**輸送資源をフル活用**する事業を認定

連携促進団体の活動推進

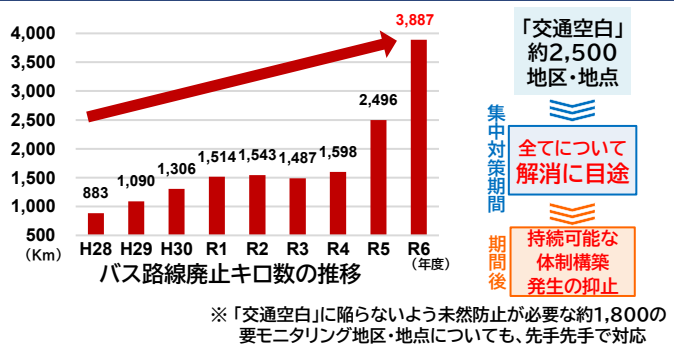
関係者の間の調整役として重要な役割を果たしている**交通事業者以外の企業・団体**を「連携促進団体」として位置づけ

モビリティデータの利活用

地方公共団体による**データ提供等の協力要請**に対し、**正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じる**こととし、事業実施を促進

背景・必要性

- 地域公共交通は、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤であるが、急速な人口減少・少子高齢化により、**運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少**する一方で、**免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大**。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、**外出・通院機会の減少による健康面への悪影響**や、**現役世代による子どもや高齢者の送迎負担の増大**等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性。
- 地域公共交通の**司令塔役である地方公共団体**も、特に中小規模の市町村では、**人材・ノウハウが不足**。
- このため、**輸送資源のフル活用、共同化・協業化**等により、**集中対策期間(令和7～9年度)**での「交通空白」の解消・将来的な発生抑制、ひいては持続可能な地域公共交通の実現を図る必要。



法律の概要

1. 地域旅客運送サービスの持続可能性確保

- バス、タクシー、公共ライドシェアに係る「交通空白」等について**地域の輸送資源をフル活用して解消**するため、**運転者や車両等に関して運送主体とは別の交通事業者や施設送迎提供者から協力が得られるよう地方公共団体があっせん等**することで、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供する事業を創設。【自動車地域旅客運送サービス再構築事業】
- 市町村が協力・連携を図るべき地域の関係者として、**学校、病院、福祉施設、商業施設等の利用者の送迎サービスを行う者を追加**し、上記の事業実施への協力に係る努力義務を規定。【施設利用者用運送サービス提供者】
- 船舶検査に伴う運航の休止・減便により日常生活等へ影響が生じることを回避するため、**他の事業者から、代替運航や船舶の貸渡しの協力を得て運航の確保を図る事業**を創設。【海上運送利便確保事業】



複数者による車両・車庫の共有 (広島県広島市)



輸送資源のフル活用 (岐阜県白川町)



離島航路に就航する船舶 (山口県防府市)

2. 連携促進団体の活動推進

- 交通事業者以外の様々な企業・団体も、地域交通の課題解決に全国各地で取り組んでおり、多様な知見を蓄積しながら、市町村や交通事業者、地域交通を利用する住民等の間の調整役として重要な役割を果たしつつある。
- このため、**地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う企業・団体**について、**法定協議会への参加促進、地域公共交通計画の提案権を措置**し、より一層の活動を推進、人材・ノウハウの活用を図る。【連携促進団体】



3. モビリティデータの利活用

- 鉄道事業再構築事業や創設する自動車地域旅客運送サービス再構築事業、地域公共交通利便増進事業等の地方公共団体が主導して事業実施計画を作成することが必要な事業については、地方公共団体が行う事業実施計画作成時の**情報提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除き、交通事業者等は要請に応じなければならない**こととし、事業実施を促進。

4. その他

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係る(独)鉄道・運輸機構による**出融資**を措置。<予算>
- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる**特例を追加**するなど、所要の改正を実施。

【施行期日】

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の概要

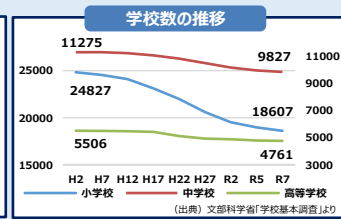
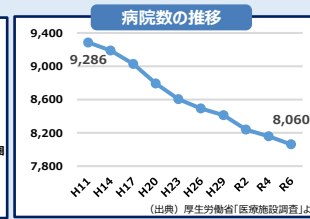
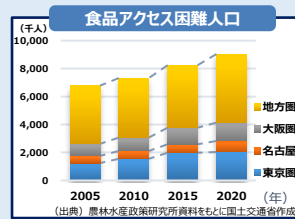
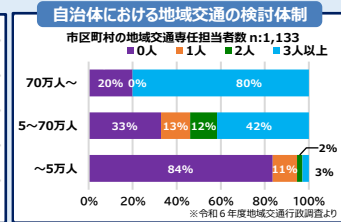
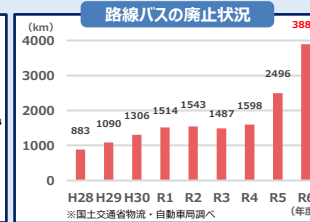
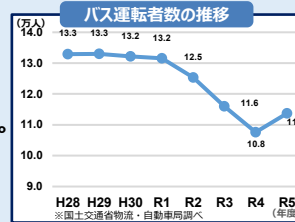
背景・必要性

【担い手不足等による供給力の急速な減少】

- 運転者等の担い手不足が深刻化し、H28年度からR5年度にかけて1.9万人減少し、11.4万人。
- H28年度からR6年度にかけて、路線バスは約15,804km、鉄軌道は約533kmが廃止。
- 地方公共団体においてもノウハウ・マンパワーが不足。5万人未満の自治体の84%が専任担当者ゼロ。

【地域公共交通に関する社会的需要の拡大】

- 人口減少・高齢化が進む中で、特に地方部においては、買物、医療、教育など日常生活に不可欠なサービスの再編が急速に進んでいる。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、外出・通院機会の減少による健康面への悪影響や、現役世代による子どもや高齢者の送迎負担の増大等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性

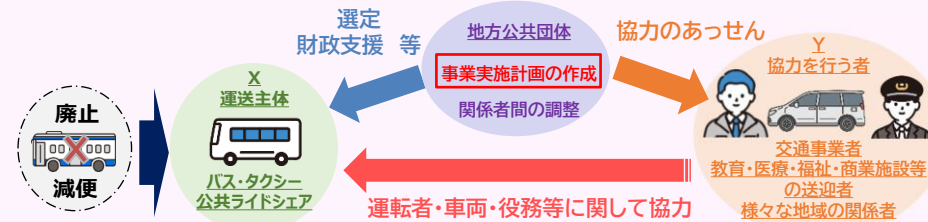


輸送資源のフル活用、共同化・協業化等により、集中対策期間（令和7～9年度）での「交通空白」解消・将来的な発生抑制ひいては持続可能な地域公共交通の実現を図る必要

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

- 「交通空白」等になっている地域で、地方公共団体が、運送主体（X）を選定し、Xへ協力する者（Y）をあっせんすることで、運転者や車両等の輸送資源をフル活用する「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」を創設

地方公共団体が主導して、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供

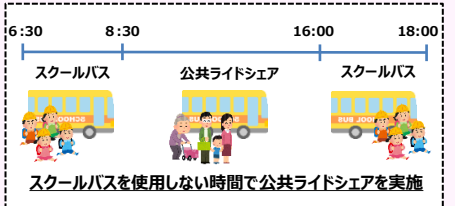


施設利用者用運送サービス提供者（教育・医療・福祉・商業・宿泊施設等の送迎者）

施設利用者用運送サービス提供者等の地域の関係者は、事業の円滑な実施に協力する努力義務

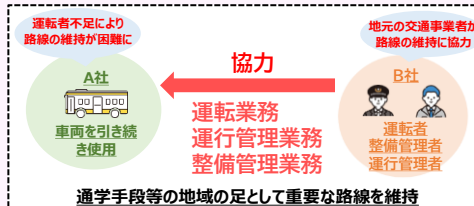
【施設利用者用運送サービス提供者による協力】

- 運送主体に、学校・病院・福祉施設・商業施設などの送迎を行う者が有する人員・車両等を提供



【交通事業者同士の協力】

- 運転者不足を理由に路線の維持が困難となったバス路線を地元の交通事業者の協力を得る形で運行を継続



連携促進団体の活動推進

- 交通事業者以外の企業・団体も関係者としての調整役として重要な役割を果たしている

「連携促進団体」として位置づけ

- ・法定協議会の任意構成員として明確化
- ・地域公共交通計画の作成等への提案

【地方公共団体及び交通事業者等による共同体】

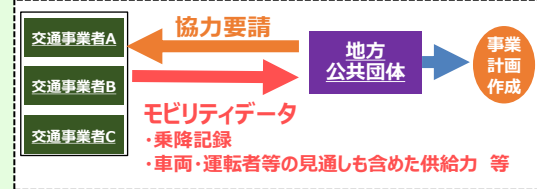


【サービス導入を支援する民間企業】



モビリティデータの利活用

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業等について、地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じることをし、事業実施を促進。



海上運送・鉄道分野での取組充実

【海上運送利便確保事業の創設】

- 船舶検査に伴う運休・減便を回避するため、他の事業者の協力を得て、船舶の貸渡しや代替運航により、検査期間中の運航の確保を図る事業を創設

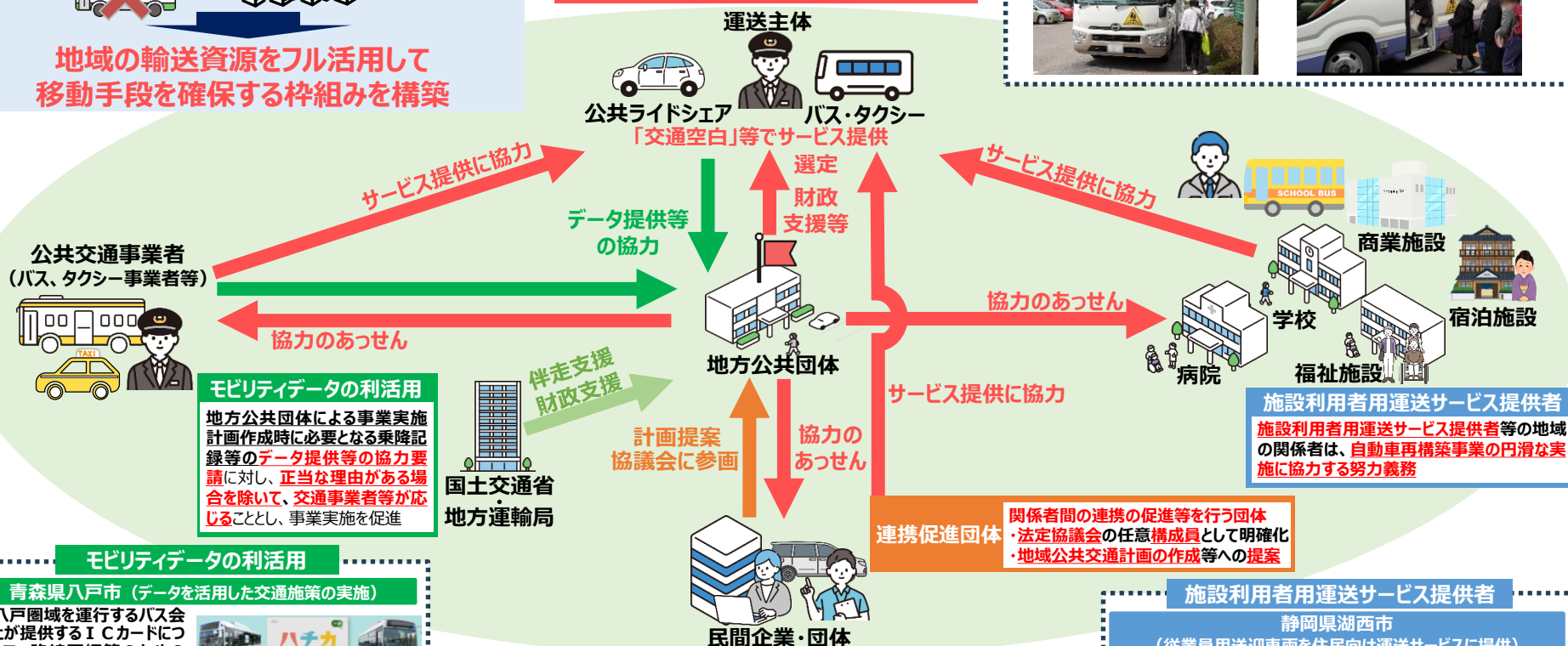
【鉄道事業再構築事業の拡充】

- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる特例を追加

**地域の輸送資源をフル活用して
移動手段を確保する枠組みを構築**

⇒ 運転者や車両等の輸送資源をフル活用する事業

- 病院バスと、路線バスやデマンドバス（公共ライドシェア）を統合するほか、スクールバスとデマンドバスを一体で運行管理
- 事業者から運行管理・運転業務の協力を受けつつ、地域住民から一部車両の運転の協力を得るほか、運行にスクールバス車両も活用



○ 八戸圏域を運行するバス会社が提供するＩＣカードについて、路線再編等のためのデータを活用することを目的に、データ提供の協定を締結

○ 通年での利用者の推移や通学・通勤定期利用者の有無などのデータを路線再編に活用

○ 時間帯別の路線バスの利用者数のデータを可視化し、路線バスから小型のワゴン車のダウンサイジングの適否について検討を実施

例）○系統　○月○日曜○便
停留所別乗降実績

路線	1月	2月	3月	4月	5月	6月
バス線A	25	18	8	12	9	2
バス線B	18	12	9	11	6	3
バス線C	12	9	2	11	6	3
バス線D	18	12	9	11	6	3
バス線E	12	9	2	11	6	3
バス線F	18	12	9	11	6	3



- 奥能登地域（石川県能登町・穴水町・輪島市・珠洲市）でAIダイヤモンド交通の共同導入・運営体制構築に向けた協力を行う
- 今後、広域運営組織の設立を進め、タクシー・ライドシェア等の複数交通モードの共同化による効率化を目指す

（出典）交通政策審議会交通体系分科会 R7第3回地域公共交通部会 ネクスト・モビリティ資料を加工

新組織を設立

システム・サポート提供
人材派遣

サボ運行

運行委託

交通事業者

ネクスト・モビリティ

運賃

運行

```
graph TD; A[システム・サポート提供  
人材派遣] --> B[交通事業者]; C[サボ運行] --> B; B --> D[運行委託]; B --> E[運行]; B --- F[運賃]; B --- G[運行];
```

- 市内企業の協力のもと、当該企業の従業員送迎のシャトルバスの空き時間に、地域住民向けの運送サービスを提供。（ルート上に鉄道駅、病院、スーパーなど）
- 地域住民向けの運送サービスは、湖西市が公共ライドシェアの登録を受けて、シャトルバスを使用して実施。（運賃100円）



令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、**共同化・協業化**、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装(地域交通DX)**、**地方公共団体の体制整備**等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。

【地方公共団体の負担分について、新たに特別交付税措置を創設(①または②のみ)】

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

1次公募：③ 令和8年2月13日(金)～令和8年3月6日(金)①、②、④ 令和8年2月27日(金)～令和8年3月27日(金)
採択案件公表日：③ 令和8年4月10日(金) ①、②、④ 令和8年4月28日(火)

①「交通空白」解消タイプ

事業採択(第1次) 217 件

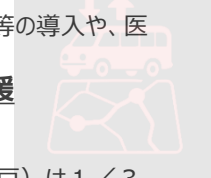
※①・②・④について、5/18～6/11まで2次公募を実施



POINT

商業・福祉・教育等の
他分野の関係者が実質的に
運行に関わる場合、
定額の引き上げ
(上限750万円)

- **全国に約2,500存在する「交通空白」解消**に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までトータルで支援**
- 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2/3(上限1億円)**
※東京23区および三大都市圏の政令指定都市(川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸)は1/3(定額無し)



②共同化・協業化促進タイプ

事業採択(第1次) 34 件

- **複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を**調査から運行までトータルで支援**
- 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2/3(上限1億2,000万円)**

POINT

複数の自治体・交通事業者で共同でのサービス提供を行う事業について、**重点的**に支援

③地域交通DX推進タイプ

事業採択(第1次) 28 件



POINT

国の定める標準仕様に基づき、**デジタル技術活用**による事業者・他分野連携を支援

- 事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用**や**国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装**を支援
- 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1/2～2/3(上限1億円)**
※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額



④モビリティ人材・組織育成タイプ

事業採択(第1次) 89 件

- 地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない**持続可能な地域交通を実現するための体制整備**に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う**人材や組織の育成**等を支援
- 補助率：**定額(上限3,000万円)**

POINT

持続可能な地域交通を実現するための組織の立ち上げも支援